

北海道動物愛護推進協議会設置要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">北海道動物愛護推進協議会設置要綱</p> <p>第1 目的 動物の愛護及び適正飼養についての普及啓発を推進し、人と動物が共生できる社会づくりを進めるため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき、北海道動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>第2 協議事項 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 （1）動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること。 （2）動物愛護推進員の活動の支援に関すること。 （3）動物愛護管理行政の推進に関すること。 （4）協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>第3 構成 1 協議会は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。 2 構成団体を追加等するときは、協議会の承認を受けなければならない。 3 協議会は、必要がある場合は専門部会を置くことができる。</p> <p>第4 事務局 1 協議会の事務局を北海道環境生活部環境局自然環境課に置く。 2 事務局は、庶務その他この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項を処理する。 3 事務局の総括は、北海道環境生活部環境局自然環境課動物管理担当課長（以下「事務局長」という。）が行う。</p> <p>第5 会議 1 事務局長は、構成団体の代表者等が参加する会議を招集する。 2 会議の座長は、参加者が互選により選任する。 3 事務局長が必要と認めたときは、会議に構成団体以外の方の出席を求めることができる。</p> <p>第6 設置期限 協議会は、施行の日から起算して2年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成16年2月6日から施行する。 （改正 平成17年8月3日） （改正 平成17年11月2日） （改正 平成18年11月20日） （改正 平成22年12月8日）</p>	<p style="text-align: center;">北海道動物愛護推進協議会設置要綱</p> <p>第1 目的 動物の愛護及び適正飼養についての普及啓発を推進し、人と動物が共生できる社会づくりを進めるため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき、北海道動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>第2 協議事項 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 （1）動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること。 （2）動物愛護推進員の活動の支援に関すること。 （3）動物愛護管理行政の推進に関すること。 （4）協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>第3 構成 1 協議会は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。 2 構成団体を追加等するときは、協議会の承認を受けなければならない。 3 協議会は、必要がある場合は専門部会を置くことができる。</p> <p>第4 事務局 1 協議会の事務局を北海道環境生活部環境局<u>生物多様性保全</u>課に置く。 2 事務局は、庶務その他この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項を処理する。 3 事務局の総括は、北海道環境生活部環境局<u>生物多様性保全</u>課動物管理担当課長（以下「事務局長」という。）が行う。</p> <p>第5 会議 1 事務局長は、構成団体の代表者等が参加する会議を招集する。 2 会議の座長は、参加者が互選により選任する。 3 事務局長が必要と認めたときは、会議に構成団体以外の方の出席を求めることができる。</p> <p>第6 設置期限 協議会は、施行の日から起算して2年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成16年2月6日から施行する。 （改正 平成17年8月3日） （改正 平成17年11月2日） （改正 平成18年11月20日） （改正 平成22年12月8日）</p>

新		旧	
(改正 平成26年1月31日)		(改正 平成26年1月31日)	
(改正 平成27年4月10日)		(改正 平成27年4月10日)	
(改正 平成29年3月28日)		(改正 平成29年3月28日)	
(改正 令和3年3月00日)			
別表		別表	
関係団体	公益社団法人北海道獣医師会	関係団体	公益社団法人北海道獣医師会
	北海道愛玩動物協会		公益社団法人日本愛玩動物協会北海道支所
	公益社団法人日本動物園水族館協会北海道地区		公益社団法人日本動物園水族館協会北海道地区
	北海道オールペット組合		北海道オールペット組合
	北海道ペット事業協同組合		北海道ペット事業協同組合
経験者	酪農学園大学	経験者	酪農学園大学
行政機関等	北海道市長会	行政機関等	北海道市長会
	北海道町村会		北海道町村会
	札幌市		札幌市
	旭川市		旭川市
	函館市		函館市
	(削除)		小樽市
	北海道教育庁		北海道教育庁
	北海道		北海道